

帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人らについて、家族間別離を余儀なくされたことによって食費が増加したとして、平成27年5月分から平成30年3月分までの生活費増加分（食費）等が賠償された事例。

1501

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2、申立人X3（以下、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、後掲の損害項目（後掲の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の各損害項目及び各損害期間についての損害賠償金として、合計金846万2986円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、後掲記載の損害項目（後掲記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年2月7日

（仲介委員 和田千代）

事件番号 H00-0

申立人 X1 外2

項目	小項目	期間	和解金額
①避難費用	いわき市の家賃・契約更新料 (X1)	平成27年5月1日～平成30年3月31日	1,196,000
	柏崎市の家賃(X2)	平成27年5月1日～平成30年3月31日	3,153,780
	生活費増加分(食費)	平成27年5月1日～平成30年3月31日	525,000
	家族間移動費用	平成27年4月1日～平成30年3月31日	1,607,946
②一時立入費用		平成27年4月26日～平成30年3月21日	225,665
③検査費用(人)	WBC 検査の交通費	平成27年11月2日	8,100
⑤精神的損害	X3	平成28年3月1日～平成29年5月31日	1,500,000
損害額小計			8,216,491
上記に係る弁護士費用		3%	246,495
損害額合計			8,462,986